

## 平成25年10月から

### 公共下水道と農業集落排水の使用料が変わります。

公共下水道や農業集落排水施設などの下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のための重要な施設です。

下水道事業特別会計は、近年、借入金の返済額が増加する一方で、使用料等の収入が十分に確保できず、平成24年度末でおよそ3億7千万円の累積赤字を抱えています。

また、農業集落排水事業特別会計は、1億円を超える収入不足を一般会計から補てんすることで、収支の均衡を保っています。

米子市では、下水道事業を計画的に進め、適正な維持管理をしていくため、維持管理費の抑制などの経費の節減や、普及率、水洗化率の向上を図るとともに、徴収率向上のため戸別訪問徴収や悪質滞納者の滞納処分を強化するなど、一層の経営改善を進めています。

しかし、それでもなお、賄いきれない状況にあり、次世代まで負担を残さないために、平成25年10月から使用料の改定を行うこととしました。

経済状況が厳しい中、市民の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

#### 使用料改定の内容

※改定後の使用料は、平成25年12月検針分から適用になります。

##### ○使用料単価（2か月分の税抜き金額）

区 分	現 行		改 定 後	
	使用水量 (立法メートル)	単 価	使用水量 (立法メートル)	単 価
基本使用料	0 ～ 20	2,200 円	0 ～ 16	2,200 円
超過使用料 (1立方メー トルあた り)	21 ～ 40	120 円	17 ～ 40	132 円
	41 ～ 100	154 円	41 ～ 100	171 円
	101 ～ 200	200 円	101 ～ 200	223 円
	201 ～ 1,000	236 円	201 ～ 500	242 円
			501 ～ 1,000	260 円
	1,001 ～ 2,000	244 円	1,001 ～ 2,000	270 円
2,001 ～	260 円	2,001 ～	275 円	
温泉及び公衆浴場汚水 (1立法メートルあたり)		70 円		77 円

例えば、2か月分の水道使用量が50 m<sup>3</sup>の場合、改定後の下水道使用料は7,431円となります。

☆計算方法

16 m<sup>3</sup>まで 2,200円 ①  
 17 m<sup>3</sup>から40 m<sup>3</sup>までの24 m<sup>3</sup>  
 132円×24 m<sup>3</sup> = 3,168円 ② 合計(①+②+③) 7,078円  
 41 m<sup>3</sup>から50 m<sup>3</sup>までの10 m<sup>3</sup> 消費税相当額 353円  
 171円×10 m<sup>3</sup> = 1,710円 ③ 下水道使用料 7,431円

○使用水量ごとの使用料の例 (2か月分の消費税相当額込の金額)

使用水量 (立法メートル)	現 行	改定後	使用水量 (立法メートル)	現 行	改定後
16	2,310円	2,310円	60	8,064円	9,227円
20	2,310円	2,864円	70	9,681円	11,022円
30	3,570円	4,250円	80	11,298円	12,818円
40	4,830円	5,636円	90	12,915円	14,613円
50	6,447円	7,431円	100	14,532円	16,409円

使用料の額は、次の速算式で算出できます。

○速算式 (2か月分) (消費税相当額込)

0 ~ 16 m <sup>3</sup>	基本料金 2,310円
17 ~ 40 m <sup>3</sup>	使用水量×138.60 + 92.4円
41 ~ 100 m <sup>3</sup>	使用水量×179.55 - 1,545.6円
101 ~ 200 m <sup>3</sup>	使用水量×234.15 - 7,005.6円
201 ~ 500 m <sup>3</sup>	使用水量×254.10 - 10,995.6円
501 ~ 1,000 m <sup>3</sup>	使用水量×273.00 - 20,445.6円
1,001 ~ 2,000 m <sup>3</sup>	使用水量×283.50 - 30,945.6円
2,001 m <sup>3</sup> ~	使用水量×288.75 - 41,445.6円

例えば、水道使用量が50 m<sup>3</sup>の場合は、

$$50 \text{ m}^3 \times 179.55 - 1,545.6 \text{ 円} = 7,431 \text{ 円} \text{ となります。}$$